

## 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号に定める書面)

平成 26 年 10 月 1 日

高砂熱学工業株式会社

高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社（旧商号株式会社丸誠）

平成 26 年 10 月 1 日

高砂熱学工業株式会社と高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社との  
株式交換に関する事項

東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号  
高砂熱学工業株式会社  
取締役社長 大内 厚

東京都渋谷区笹塚二丁目 1 番 6 号  
高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社  
(旧商号：株式会社丸誠)  
代表取締役社長 渋谷 正道

高砂熱学工業株式会社（以下「高砂熱学工業」といいます。）及び高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社(平成 26 年 10 月 1 日付で旧商号である株式会社丸誠から商号を変更しております。以下「丸誠」といいます。)は、平成 26 年 3 月 20 日付株式交換契約に基づき、平成 26 年 10 月 1 日を効力発生日として、高砂熱学工業を株式交換完全親会社、丸誠を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日  
平成 26 年 10 月 1 日
2. 株式交換完全子会社における法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過  
丸誠は、会社法第 785 条第 3 項及び同条第 4 項の規定により、平成 26 年 8 月 22 日付で、丸誠の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社である高砂熱学工業の商号及び住所を電子公告により公告しましたところ、会社法第 785 条第 1 項による株式の買取請求を行った丸誠の株主はありませんでした。  
なお、本株式交換において、会社法第 787 条及び第 789 条の規定による手続については、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における法第 797 条の規定及び法第 799 条の規定による手続の経過  
高砂熱学工業は、会社法第 797 条第 3 項及び同条第 4 項第 1 号の規定により、平成 26 年 8 月 22 日付で、高砂熱学工業の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社である丸誠の商号及び住所を電子公告により公告しましたところ、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、株式の買取請求をした高砂熱学工業の株主はありませんでした。  
なお、本株式交換において、会社法第 799 条の規定に基づく手続については、該当事項はありません。
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数  
本株式交換により、高砂熱学工業に移転した丸誠の株式の数は、本株式交換により高砂熱学工業が丸誠の発行済株式（但し、高砂熱学工業が保有する丸誠の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における丸誠の発行済株式総数 5,406,374 株から、基準時において高砂熱学工業が所有していた丸誠の株式 3,568,000 株を除いた 1,838,374 株であります。
5. その他株式交換に関する重要な事項
  - (1) 高砂熱学工業は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認手続を経ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 4 項の規定に従い本株式交換に反対する旨を通知した高砂熱学工業の株主はありませんでした。
  - (2) 丸誠は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 6 月 25 日付で、株主総会の承認手続を経て本株式交換を行いました。
  - (3) 高砂熱学工業は、本株式交換に際し、基準時の株主名簿に記載又は記録された丸誠の株主（但し、高砂熱学工業を除きます。）に対し、その所有する丸誠の普通株式 1 株につき高砂熱学工業の普通株式 0.69 株の割合をもって算定した数の高砂熱学工業の自己株式を交付いたしました。なお、本株式交換において高砂熱学工業が交付した自己株式の総数は 1,268,478 株です。
  - (4) 丸誠の株式は、平成 26 年 9 月 26 日付で、株式会社東京証券取引所において上場廃止となりました。
  - (5) 本株式交換に伴う高砂熱学工業の資本金及び準備金の額の変動はありません。

(6) 丸誠は、効力発生日において丸誠が保有していた自己株式 133,626 株を、当該株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生日後、基準時に先立ち、消却しております。

(7) 丸誠は、平成 26 年 10 月 1 日を効力発生日として、高砂エンジニアリングサービス株式会社との間で、丸誠を吸収合併存続会社、高砂エンジニアリングサービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うとともに、その商号を「高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社」に変更いたしました。

以上

本書は原本の写しに相違ないことを証明いたします。

平成 26 年 10 月 1 日

東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号

高砂熱学工業株式会社

取締役社長 大内 厚

